

令和8年2月20日

令和7年度第11回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和7年度第11回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 長野県教育委員会、長野市教育委員会及び松本市教育委員会による  
教員研修に関する連携協定書の締結について
- 第2号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱の一部  
改正について
- 第3号 松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画  
の策定について
- 第4号 指導上の措置について【非公開】
- 第5号 地区公民館長の任命について【非公開】

[報告]

- 第1号 松本市社会教育委員会議からの提言書の提出について
- 第2号 令和8年度教育委員会関係当初予算について

[その他]

議案第 1 号

長野県教育委員会、長野市教育委員会及び松本市教育委員会による  
教員研修に関する連携協定書の締結について

1 趣旨

長野県教育委員会、長野市教育委員会及び松本市教育委員会（以下、「三者」という。）が、教職員研修に関する連携協定を締結することについて協議するものです。

2 教職員研修の実施者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律<sup>※1</sup>及び地方公務員法<sup>※2</sup>により、教職員への研修実施者は下表のとおり定められています。

対象の教職員	研修実施者	条項
中核市の 県費負担教職員	当該中核市の教育委員会（義務）	※ <sup>1</sup> 第59条第1項
	都道府県教育委員会（できる規定）	※ <sup>1</sup> 第59条第2項
中核市以外の 県費負担教職員	都道府県教育委員会（義務）	※ <sup>2</sup> 第39条第2項
	市町村の教育委員会（できる規定）	※ <sup>1</sup> 第45条第1項

3 現状

松本市及び長野市教育委員会では、県教育委員会に研修実施を業務委託して委託料を支払うことにより、県教育委員会が実施する研修に各市の県費負担教職員が参加できる体制となっています。

4 連携協定による効果

三者が相互に連携・協力し、各研修センターの強みを共有することにより、県内全体における教員の資質及び指導力の向上を図ります。また、三者が実施する教職員研修に相互の教職員が無償で参加することを可能とし、業務委託関係を廃止するものです。

5 連携協定書（案）

別添のとおり

6 今後の予定

- (1) 令和8年度からの相互の教職員の研修受入れに向けて、三者で受入れ体制の調整を進めます。
- (2) 3月16日（月）に長野県庁で協定締結式を行う予定です。

## 7 参考（関係法令の抜粋）

### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） （研修）

第45条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第39条第2項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

（中核市に関する特例）

第59条 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第45条及び地方公務員法第39条第2項の規定にかかわらず、教育公務員特例法第4章の定めるところにより、当該中核市の教育委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

### (2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（研修実施者及び指導助言者）

第20条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 市町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第4条第1項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下この号及び次項第2号において「中核市」という。）が設置する小学校等（中等教育学校を除く。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会

三 前2号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

担当	教育政策課	課長	小西 えみ
	教育研修センター	センター長	大久保 和彦
電話	33-3980		



長野県教育委員会、長野市教育委員会及び松本市教育委員会による  
教員研修に関する連携協定書（案）

長野県教育委員会、長野市教育委員会及び松本市教育委員会（以下「三者」という。）は、教員研修に関し相互に連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が相互に連携協力し、各研修センターの強みを共有することにより、県内全体における教員の資質及び指導力の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- 1 教員研修の相互受入れに関する事
- 2 教員の資質向上のための研修プログラムの開発及び実施に関する事
- 3 その他三者で合意した事項

（有効期間）

第3条 本協定は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに三者のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（細目）

第4条 前条までに定めるもののほか、連携協力に必要な事項は、三者が協議して別に定めるものとする。この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

長野県教育委員会 教育長 \_\_\_\_\_

長野市教育委員会 教育長 \_\_\_\_\_

松本市教育委員会 教育長 \_\_\_\_\_

教育委員会資料
8. 2. 20
教育政策課

## 議案第 2 号

### 松本市学校部活動の地域クラブ活動への 移行検討協議会設置要綱の一部改正について

#### 1 趣旨

文部科学省の方針に合わせて呼称を変更するため、所要の改正をすることについて協議するものです。

#### 2 主な改正内容

(1) 題名を次のように改める。

松本市学校部活動の地域展開検討協議会設置要綱

(2) 第1条中「移行」を「展開」に、「クラブ活動への移行」を「展開」に改める。

(3) 第2条第1号中「移行」を「展開」に改め、同条第2号中「移行」を「地域展開」に改める。

(4) 第4条中「地域クラブ活動への移行」を「学校部活動の地域展開」に改める。

#### 3 新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

教育委員会の議決の日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱(教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="261 309 759 389"><u>松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱</u></p> <p data-bbox="220 407 304 443">(趣旨)</p> <p data-bbox="172 461 759 824">第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から<u>地域クラブ活動への移行</u>を検討するため、<u>松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会</u>（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="220 842 363 878">(所掌事項)</p> <p data-bbox="172 896 759 976">第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p data-bbox="204 994 759 1075">(1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への<u>移行</u>に関すること。</p> <p data-bbox="204 1093 727 1173">(2) <u>移行</u>に係る市の基本方針に関すること。</p> <p data-bbox="204 1191 331 1227">(3) [略]</p> <p data-bbox="220 1245 304 1281">(任期)</p> <p data-bbox="172 1299 759 1424">第4条 委員の任期は、委嘱の日から<u>地域クラブ活動への移行</u>が完了するまでの間とする。</p>	<p data-bbox="888 309 1386 389"><u>松本市学校部活動の地域展開検討協議会設置要綱</u></p> <p data-bbox="847 407 932 443">(趣旨)</p> <p data-bbox="799 461 1386 824">第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から<u>地域クラブ活動への展開</u>を検討するため、<u>松本市学校部活動の地域展開検討協議会</u>（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="847 842 991 878">(所掌事項)</p> <p data-bbox="799 896 1386 976">第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p data-bbox="831 994 1386 1075">(1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への<u>展開</u>に関すること。</p> <p data-bbox="831 1093 1386 1173">(2) <u>地域展開</u>に係る市の基本方針に関すること。</p> <p data-bbox="831 1191 991 1227">(3) [同左]</p> <p data-bbox="847 1245 932 1281">(任期)</p> <p data-bbox="799 1299 1386 1424">第4条 委員の任期は、委嘱の日から<u>学校部活動の地域展開</u>が完了するまでの間とする。</p>

## 議案第 3 号

松本市立学校の教育職員に関する業務量管理  
・健康確保措置実施計画の策定について

## 1 趣旨

令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の成立に伴い、教育職員のサービスを監督する教育委員会が「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めるとされたことから、松本市が策定する実施計画について協議するものです。

## 2 経過

- H30.12 「松本市における教育職員の働き方改革の指針」を策定し、以降学校現場における業務改善など働き方改革に向けた取り組みを推進
- R 2. 2 文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「文部科学大臣が定める指針という。）を告示
- R 7. 6 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正。教育委員会が「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが示される。

## 3 実施計画について

- (1) 計画期間  
令和8年度から令和11年度まで
- (2) 実施計画（案）  
別紙1のとおり

## 4 参考

- (1) 学校と教師の業務の3分類（別紙2のとおり）
- (2) 業務量管理・健康確保措置実施計画のひな型（別紙3のとおり）

## 5 今後の予定

8. 3. 2 市校長会に報告
- 4 市ホームページ上にて公開
- 5 第1回総合教育会議にて実施計画について報告
9. 3 市定例教育委員会で、実施状況及び検証について報告

担当 学校教育課 学校支援室  
教育監兼学校支援室長 山名 博夫  
電話 33-4397

松本市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年4月

松本市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組み、今後のフォローアップについて	5

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

松本市は、「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指している。第3次松本市教育振興基本計画において「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本理念に掲げ、その実現に向け、大人は子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていくこととしている。学校においては、教職員が児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが働きやすさと働きがいと両立した学校における働き方改革である。

本市では、平成30年度に策定した「松本市における教職員の働き方改革の指針」に基づいて働き方改革を推進してきた。これまでの取組みを継承し、本計画に統合することで、さらにスピード感をもって働き方改革を推進していくことが重要である。

松本市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、松本市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

### (2) 本市の現状

ア 本市では、令和3年3月に「松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、長時間勤務の是正と子どもと向き合う時間の確保を目指し、教育職員の時間外在校等時間を以下の時間を上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとした。

- ・ 1月について45時間
- ・ 1年について360時間

また、教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、以下に掲げる月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとした。

- ・ 1月について100時間未満
- ・ 1年について720時間
- ・ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- ・ 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

### イ これまでの取組み

(7) 学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

- ・ 市内全校への教員業務支援員の配置
- ・ 給食費の公会計化

- ・ 時間外の留守番電話の導入
  - ・ 統合型校務支援システム C4th の導入
  - ・ 保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減の推進（Home & School の導入）
- (イ) 家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築
- ・ 中学校部活動の地域展開に向けた協議会の立ち上げや総括コーディネーターの設置
  - ・ 小規模特認校制度や松本デュアルスクール制度の開始
- (ロ) ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現
- ・ 「リーディングスクールサポート事業」を中心として、各校が独自に工夫をしながら、意欲的に学校づくりを進めていくための支援
- ウ 本市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和6年度）

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35.6時間	38.1%	6.9%
中学校	36.1時間	40.1%	8.0%

月の時間外在校等時間の平均は45時間を下回っているが、約4割の教育職員が月45時間を上回り、月80時間以上の教育職員の割合も減少傾向ではあるが存在している。今後も取組みを進め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける「職場環境によるストレス」の値が、全国平均より高い学校を0にする。
- イ ストレスチェックにおける「働きがい」の値をが、全国平均より低い学校を0にする。
- ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務

###### (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。  
また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこととする。

###### (ロ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、教頭や担当職員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

###### (ハ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 「松本市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例」に基づいた対応を行う。
- ・ 学校が積極的にスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備する。
- ・ 教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

###### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### (ア) 調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

###### (イ) 校舎の開錠・施錠

- ・ 管理職に固定せず、機械警備、役割分担の見直しを促進

###### (ロ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、教職員等の輪番やボランティア等による負担軽減を促進する。

###### (ハ) 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

###### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

###### (ア) 給食の時間における対応

- ・ 給食時に行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

(イ) 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する業務支援員を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

(ウ) 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムや自動採点技術（ＡＩを活用した採点ソフト等）等を活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、校外、校内教育支援センターの機能強化による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

(1) 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市ストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (4) コミュニティスクールの充実を図り、国型への移行を見据え、地域とともにある学校づくりを推進することにより、教職員の業務を支援する体制づくりに努める。
- (5) 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各町会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### <本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

## ○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . 9

## 1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載してください。

(例)

### (1) 計画の趣旨

・「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

### (2) 本市(町/村)の現状

- 本市(町/村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町/村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市(町/村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を因ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

・時間外在校等時間の状況を踏まえ、自治体として認識している主な課題について記載することが考えられます。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。(1)の目標については必ず設定し、(2)については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

### ☑ (1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

### ☑ (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設定することが重要です。

(例)

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

・こうした目標に対しては、例えば、以下を活用することによりその状況を把握していくことが考えられます。

- ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
- 教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目（例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」）への肯定的な回答の割合

### 3. 計画の期間

※計画の期間を定める際、国においては、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。

※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を3～5年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度～令和〇年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第2章第3節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。

☑第2章第3節(2)で掲げる「業務の3分類」について、①～⑱のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体的に取り組む事項を記載してください。

※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。

※地域や学校の状況等を踏まえ、①～⑱以外の業務を記載することも有効です。

※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めることが重要です。

(例)

○本市(町／村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

## (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### イ 学校以外が担うべき業務

#### ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。

#### ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ ●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ◆ 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市(町/村)から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
  - ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において●年度中に外部委託を行う。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
  - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
  - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
  - ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載してください。

(例)

- 取組の着実な実行を図るため、市(町/村)内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市(町/村)のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市(町/村)内の定例会議の場などで報告することも考えられます。

- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなどを、数値目標と共に記載することが考えられます。

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市(町/村)で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市(町/村)で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市(町/村)における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

・ 具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。

## 報告第 1 号

## 松本市社会教育委員会議からの提言書の提出について

## 1 趣旨

松本市社会教育委員会議が2年間の任期中に行った調査研究や意見交換を踏まえて作成した提言書について、教育委員会あてに提出されましたので報告するものです。

## 2 経過

6. 7. 22 第2回会議において、これまでに示された意見を集約し、今任期では「多文化共生、多様性、インクルーシブ」といったキーワードで、本市の社会教育のあり方について調査研究する方向性を確認
11. 18 松本市の多文化共生に関する研修
7. 3. 7 松本市の障がい福祉に関する研修
7. 14 松本市の障がい者福祉、多文化共生事業に関する研修
8. 25 多様性と包摂（多文化共生・障がい者共生）に関する研修
8. 1. 27 後藤議長、百瀬副議長が教育長へ提言書を提出

## 3 提言書のテーマ

違いを認め合い、みんなが活躍できる社会の実現に向けて

## 4 提言書

別添のとおり

## 5 委員任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

## 6 その他

提言書は松本市公式ホームページ上に掲載し、周知します。



担当 教育政策課  
課長 小西 えみ  
電話 33-3980

# 提 言 書

違いを認め合い、みんなが活躍できる社会の実現に向けて

令和8年1月  
松本市社会教育委員会議

# 松本市社会教育委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

区分	氏名	選出団体等及び役職	備考
学校教育 関係者	ほば 英晃	松本市校長会 (松本市立大野川小中学校 校長)	
	くぼむら 智	中信地区高等学校校長会 (松本美須ヶヶ丘高等学校 校長)	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
	とりやこし 浩子	中信地区高等学校校長会 (松本蟻ヶ崎高等学校 校長)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
社会教育 関係者	ももせ 一美	前安曇公民館長	令和7年度副議長
	くりた せつこ	博物館市民学芸員	
	なかむら 良子	松本市女性団体連絡協議会 幹事	
家庭教育 関係者	かわはら 和彦	松本市子ども会育成連合会	令和6年4月1日～ 令和6年9月29日
	ももせ 清子	松本市子ども会育成連合会	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
	ときだ 光弘	松本市PTA連合会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
	なかむら 勇一	松本市PTA連合会	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
学識経験者	まるやま 文男	松本大学 人間健康学部 スポーツ健康学科 元教授	令和6年度副議長 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
	あらい 喜代加	松本大学大学院 健康科学研究科 准教授	令和7年4月1日～ 令和7年12月25日
公募委員	かみしま 太	社会福祉法人 元職員	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
	ごとう 将史	松本秀峰中等教育学校 教諭	議長
	しおぎ 正	信州豊南短期大学 幼児教育学科 教授	
	まつやま 紘子	専業主婦	

## 目 次

1	はじめに	・・・ 1
2	活動テーマ	・・・ 2
3	活動の経過	・・・ 3
4	委員提言・意見	・・・ 4
(1)	馬場 英晃 「地域社会のインクルーシブ教育」のさらなる推進	
(2)	鳥谷越 浩子 社会全体が多様性を認め合う「共生社会」の実現へ	
(3)	百瀬 一美 多様性を尊重した災害時の対応について	
(4)	栗田 せつこ 個への思いやりから、皆の便利につながる社会	
(5)	中村 良子 わかりやすい日本語でつなぐ多文化共生	
(6)	百瀬 清子 「食」を通じた学びと交流について	
(7)	中村 勇一 誰もが自分らしく生き、活躍できる真の「包摂社会」を築くために	
(8)	新井 喜代加 松本市における多文化共生政策とスポーツ	
(9)	後藤 将史 社会教育を基盤とした「共に生きる松本モデル」の構築	
(10)	塩崎 正 “市民がつながる街 松本”づくりに向けた人的配置の一層の充実を	
(11)	松山 紘子 「誰もが排除されることなく学び続けられる」真の学都へ	

## はじめに

松本市は、北アルプスの麓に広がる豊かな自然と、長い歴史、そして独自の文化に育まれたまちです。古くから人と人とのつながりを大切にし、地域の絆や助け合いの心を基盤として発展してきました。近年、国際化や価値観の多様化が急速に進み、国籍や文化、年齢、性別、障がいの有無など、さまざまな違いをもつ人々が共に暮らす時代を迎えています。こうした変化の中で、誰もが互いを尊重しながら安心して暮らし、学び合う社会を築くことが求められています。その実現のために、社会教育が果たす役割はこれまで以上に重要になっています。

社会教育は、市民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、自らの可能性を広げながら、他者を理解し、地域とともに生きる力を育む営みです。学校教育を終えた後も、人は地域の中で様々な人と出会い、学びを通して成長し続けます。学びの場で互いを認め合い、支え合う関係が生まれることで、共生社会の基盤が築かれます。こうした地域の学びは、単なる知識の獲得にとどまらず、心の通い合いを生み出し、松本らしい温かで包容力のあるまちづくりへとつながります。

松本市社会教育委員会議では、令和6年度からの2年間、「多文化共生」と「障がい者共生」をテーマに掲げ、社会教育の今後のあり方について協議を重ねてきました。委員一人ひとりが、それぞれの立場や経験をもとに意見を出し合い、市民が共に学び、支え合う社会の姿を思い描きながら、学びの可能性を改めて見つめ直してきました。その過程で、学びとは個人の力を育むと同時に、地域を結び、人と人との関係を豊かにするものであることを再確認しました。

本提言書は、そうした議論の成果を取りまとめたものであり、松本市が目指す「すべての人が学び合い、共に生きるまち」の実現に向けた具体的な方向性を示すものです。市民と行政、教育機関、そして多くの関係団体が互いに連携し、学びを通じて共生の文化を育んでいくことが、これからの社会に求められています。誰もが自分らしく輝きながら、安心して学び、成長し続けられる地域社会を築くことを強く願い、ここに提言いたします。

松本市社会教育委員会議

議長 後藤 將史

## 活動テーマ

松本市社会教育委員は、これまで「松本版コミュニティスクールへの提言」（平成30年・令和元年度）、「コロナ禍における社会教育・持続可能な学びについて、学都らしさ」（令和2・3年度）、「子ども・若者の居場所から考える松本市の社会教育施設のあり方」（令和4・5年度）と、子どもや若者を地域社会全体で育むための提言や、大きな社会変化の中で普遍的な学びを実現するための提言を行ってきました。

令和6年度からの新たな任期にあたり、委員から「国籍・民族の違いや障がいの有無などに関わらず、互いを認め合い、みんなが活躍できる地域社会をめざしたい」「多様な人々が交流して相互理解が進むことが必要」との意見がありました。松本市では、令和4年から社会増を続けている外国人人口が、令和6年には過去最多となり、さらに外国人宿泊者数も令和6年に過去最多となったことから、多文化共生社会の実現が求められており、令和7年度末には「松本市多文化共生推進プラン」の見直し策定が予定されています。また、障がい者共生に関して、松本市は令和6年4月に「松本市インクルーシブセンター」を、令和7年4月に「松本市立特別支援学校設立準備委員会」を開設するなど、インクルーシブな教育環境の実現をめざしています。こうした委員の課題意識と松本市の教育施策を鑑み、今期の活動テーマを以下のとおり決定しました。

### 『違いを認め合い、みんなが活躍できる社会の実現に向けて』

松本市には、多様な国籍・民族や障がいの有無をはじめ、様々な背景を持つ人々が暮らしています。互いの違いを認め合い、助け合いながら、それぞれが活躍できる社会の実現を願い、社会教育委員の2年間の活動をまとめ、提言します。

## 活動の経過

年月日	会場	内容等
R 6. 5. 2 7	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度社会教育委員会議の活動について</li> <li>・中信地区社会教育委員連絡協議会 総会について</li> </ul>
R 6. 7. 2 2	大手事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度社会教育委員会議の活動について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> <li>・中信地区社会教育委員連絡協議会秋の研修会について</li> </ul>
R 6. 1 1. 1 8	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市の多文化共生について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>
R 7. 3. 7	大手事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市の障がい福祉について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>
R 7. 5. 2 3	大手事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度社会教育委員会議の活動について</li> <li>・中信地区社会教育委員連絡協議会 総会について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>
R 7. 7. 1 4	大手事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書について</li> <li>・障がい者福祉、多文化共生に関する事業について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>
R 7. 8. 2 5	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生、障がい者共生に関する事業について</li> <li>・提言書について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>
R 7. 1 2. 2 2	大手事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書について</li> <li>・学都松本推進事業について</li> </ul>

その他、長野県・中信地区社会教育委員連絡協議会が主催する研修会等に参加



## 委員提言・意見

馬場 英晃

### 「地域社会のインクルーシブ教育」のさらなる推進

これまで学校では、子どもが抱えている学びにくさや特性に目を向けて、必要な配慮を考えながら「インクルーシブ教育」を推進してきました。授業における合理的配慮やユニバーサルデザイン化もその一つです。学校における「インクルーシブ教育」が始まって、10年以上が経過した今、そうした一連の取組みは、相談体制のあり方や基礎的環境の構築を含めて、一定の成果が見られる一方で、学校に対する息苦しさや生きづらさを感じている子どもの数が増加の一途をたどるなど、「インクルーシブ教育」のあり方について、改めて問い直さなければならない局面を迎えていることも事実です。

その一つとして、社会教育としての「インクルーシブ教育」の未熟さがあると感じています。学校における「インクルーシブ教育」の取組みは、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、これまでに省察・改善を重ねながら行われてきましたが、それが、地域社会とつながりにくい現状があるように感じています。具体的には、学校において、集団への不適應があったり、発達特性があったり、あるいは、外国籍だったり、移住者だったりするなど、配慮を要する児童生徒に関する「インクルーシブな環境づくり」について検討し、継続的な支援を講じても、地域社会では理解を得られなかったり、排他的な感情があったりするなど、共生社会を実現するには困難な様相が見受けられます。そこで、「多様性を認め合う共生社会のあり方」について、子どもと地域住民が協働的に学び合ったり、「インクルーシブな環境づくり」について、地域住民がフラットに意見交換したりするなど、相互に研さんを深める場や機会が必要ではないかと考えています。

以上を踏まえ、これからのインクルーシブな社会づくりに向けて、次のような提案をさせていただきます。

#### 【提案】

- 1 公民館やコミュニティ・スクール運営協議会を単位として、「地域社会のインクルーシブ教育」をさらに推進する。
  - (1) 生きづらさを感じている当事者から学ぶ研修を充実する。(研修の質の向上、ブラッシュアップ)
  - (2) 地域行事への参画を促す声かけやキーパーソンの配置など、地域コミュニティを活性化する。

## 社会全体が多様性を認め合う「共生社会」の実現へ

多様化する社会の中で「互いを認め合い人間らしく生きていくこと」は、社会に属し生きていく人間にとって最も大切なことであると考えます。人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。理想の社会に手が届くまで「学校」という場が地域と連携し、新たな視点を持つてできることがあるのではないかと考えます。

特別支援教育の視点からインクルーシブ教育の理念や合理的配慮という考えが学校現場に定着してきています。金子みすゞさんの「みんなちがって みんないい」のワードも行き渡り、人と違うことを認める姿勢への教育もかなり浸透してきました。反面、「人と違ったことを許せない気持ち」や「自分の行いが正義である」という考えを転換していくには、世のSNSへの誹謗中傷的な投稿の多さを見てもなかなか難しい問題であろうと感じます。

松本市の資料から拝察すると、在住の外国人の方々の「幸福度の低さ」が伺え、在住していても文化の違いに戸惑う方々が多い中、一方で住民からはその「違い」や姿を「認められない」気持ちもあるように見受けられました。日本人との交流が無い、覚えた日本語は「あんぜんかくにん」のみ（多分お仕事で覚えた日本語でしょう）という話もお聞きします。外国籍の方も国籍を問わず人間らしく尊重され、地域の一員として活躍することができるよう、「多文化共生キーパーソン」に中学生・高校生の登録および社会参画ができると良いなと感じております。

現在、学校教育の中心に「探究学習」があり、こういった問題の解決に向けて学生なりの目線で思考することも大切な教育活動になります。世界を知ることは「自分を知ること」につながります。社会的課題を自分ごととして「問い」を持つ姿勢は、これからの社会を担う学生たちの今後の生き方や、自分に何ができるかを発見するチャンスでもあります。

異文化を理解し価値観を共有し、それぞれの人の生きてきた道のりを文化的背景から理解すること、そういった「多様な価値観の中で問題解決していく力を育む」機会を、学校教育および課外活動の中に機会提供されていくと、社会全体が多様性を認め合う「共生社会」の実現へとつながるのではないかと期待します。

## 多様性を尊重した災害時の対応について

気候変動の影響により、大きな災害が各地を襲っています。

そのような災害が身近で起きた時に、どのようにして命を守る行動ができるのか。松本市の取り組みの現状が、外国人や障がいをお持ちの方、住民の皆さんにどれだけ浸透し活用され、予想される災害に対して多様性を尊重したシミュレーションや訓練がどれだけ行われているのか。こうした点を検証し、対策を講じていく必要があると思います。

また、世界各国から訪れているインバウンドの方や国内の旅行者の方に向けての対応として、公共施設や公共交通機関での防災に関する周知、中吊り広告や避難誘導掲示板等を活用した多言語での案内表示、視覚障がいをお持ちの方への音声での案内など、安心・安全に配慮された対策がどれだけなされ、認知され、活用されているのかといった検証も必要だと思います。

共生社会を実現させていくためには、普段から「助け合い」や「思いやり」の気持ちを持ち、積極的に地域で行われる行事や訓練に参加する等の行動が大切になってくると思います。地域住民の意識をさらに向上させるには、松本市と各町会、公民館が協力し合い、松本市の取り組みを周知し、多様性を尊重した防災訓練などを積極的に行うことが有効なのではと考えます。

また、未就学児、小学生、中学生、高校生、大学生を対象にした防災訓練などを実施する中で、幼少期から自分の身の安全を確保し、仲間と協力し助け合い、多様性も尊重するなどの体験を通して、命の大切さを学ぶことはとても大切なことだと思います。

これからも、松本市職員の皆さんが持っているスキルやノウハウを余すことなく、市民の皆さんや観光客の皆さんに伝えていく方法を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

## 個への思いやりから、皆の便利につながる社会

広報まつもと9月号に令和7年度新設の若者参画課が特集され、若者の声が吸い上げられている様子を知り、令和4・5年に研修させていただいた者として嬉しく思いました。

今期のテーマ「インクルーシブ・共生」の研修の中で、障がい福祉課の職員の方が、「この20年で変わってきている部分もあるが、変わっていない部分もある」と言われていたことが印象に残っています。昔、バリアフリーの旅館に行ったところ、エレベーターは車イス1台がギリギリ入れるスペース、階段の傾斜そのままに板を張ったスロープにはとても緊張しました。割引料金で入場したものの、「すみません」を連呼して出口に直行した施設もありました。現在、どこの道の駅も陳列棚の間隔が広がり、一緒に買い物を楽しめます。飛行機にも乗れます。端にしかなかった駅のホームのエレベーターは中央に移り、ベビーカーやスーツケースを転がす旅行者が列になっています。個への思いやりが、皆の便利につながると変化は速いですね。

9月、小説家の市川沙央さんが、朝日新聞に寄稿されました。同社の「対話でさぐる共生の未来」がテーマのシンポジウムに、しょうがいのある方や家族、支援者の立場の方が一人も登壇せず、手話通訳や同時字幕も無かったことを指摘し、やまゆり園の事件があった社会にもかかわらず、そこには心理の断絶が横たわっているのではないかというものでした。

松本市でも、各種障害者手帳を持った方が6%という統計があっても、施設や病院以外の生活の場ではその比率では見かけない気がします。町会の役員を受け、公民館や福祉ひろばを利用していた時、バスの視察、研修にはよく見る顔の元気な人ばかり。大人4人が手伝え、かなりの場所まで車イスも押していけるのに。家族だけでなく、専門家だけでなく、一般社会が補うことはできないのでしょうか。要介護5と3の両親を自宅介護していた時、緊急時の援助者を記入して提出する書類が届きました。援助者を自分で探して頼むことも大変、避難所に行けたとしても十分な介護はできまいとあきらめ、書類を出せませんでした。幸い、ケアマネージャーさんを中心に施設や医療福祉関係者と繋がっていたので何とかなると思えたのかも。

随分前から、永平寺は車イスコースがあり本堂下まで行けました。館内車イスを用意し畳の上に絨毯を敷いて見学できる博物館も。思いやりが増えることは、自分が病気になっても、年をとっても、安心して豊かな生活ができるという皆の便利につながっていくと思います。

※ 固有名詞を除く「しょうがい」の表記は、執筆した委員の意向によるものです。

## わかりやすい日本語でつなぐ多文化共生

私は日常生活の身近な視点から多文化共生について考えました。参考資料として、社会教育委員会議での研修資料から「松本市多文化共生実態調査概要」と「多様性と包摂～多文化共生・障がい者共生の視点から～」、さらに多文化共生プラザの職員の方から「わかりやすい日本語の説明の仕方」について話を伺いました。また、プラザで開催された料理教室を担当した日本人の方にも「どのような点に気を付けて説明しているのか」を尋ね、参考にしました。

市の調査結果を見ると、外国人住民のニーズと日本人住民の考えには差がありました。「外国語で対応できる職員を窓口に」という項目ではともに高い割合を示しましたが、「日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどを教える」という項目では、日本人住民の関心の高さに比べ外国人の住民の関心はそれほど高くありませんでした。外国人住民は「実際の支援情報」をより求めているのではないかと感じます。

市の取り組みとして、外国語版生活ガイドブック、ホームページ、日本語教室、多文化共生プラザなどが認知されていますが、まだ十分に活用されているとはいえにくいようです。多言語の医療通訳を置くことはぜひ必要であり、人手不足ならAIの活用も有効だと思います。より快適に暮らすためには、外国人ばかりでなく私たち日本人も相手の背景や文化を理解しようとする姿勢が大切です。

特にコミュニケーションの基本になるのは「わかりやすい日本語」だと思いました。市の人権共生課、環境業務課、危機管理課、こども育成課、保育課等、各課でこの取り組みが進められ、達成状況も概ね良好ですが、情報の共有や研修会などあるのでしょうか。

共生プラザで伺った話によると、「言葉+表情+トーン+ジェスチャー」を組み合わせるとより伝わりやすく、言葉はシンプルに、慣用句や敬語は避けた方が理解されやすいそうです。「検討します」より「考えます」と言うなどの工夫も有効で、会話の途中で相手の言語で「わかりますか？」と聞いたり、少しでもその国の言葉を交えると親近感が生まれると聞きました。また、人名や数字は書いて伝えることも重要とのことでした。

松本を選んで暮らす人々が安心して心地よく生活できるようになるためには、「わかりやすく伝える工夫」と「相手の立場に立った心配り」が欠かせません。これは外国人や障がいのある方だけでなく、移住者、高齢者等全ての人に共通して必要な姿勢だと思います。そのためには、実際に現場で経験を積んでおられる方々が、一般市民に向けて多文化共生に必要な姿勢を伝える研修会や講演会を開催することも一案かと考えます。

「食」を通じた学びと交流について

私たちは、美味しいものを食べるとき、体も心も豊かになります。逆に空腹が満たされない時は、いらいらしたり寛容さをなくしたりします。

食べるということは、私たちの行動の中でも特に重要な行為であります。そして、「文化の違いを理解し尊重する」とても良い機会だと考えます。宗教上の禁忌についても「〇〇は食べない」と机上で学ぶより、実際に調理する中で学ぶと、文化の違いをより深く理解し、お互いに尊重することができると思います。

松本市でも、多国籍の料理講座をやっているようですが、まだまだ少ないです。お互いの文化を尊重し、交流することをもっと増やしてはどうでしょうか。逆に日本の食文化について、伝える機会を増やすことも大切だと思います。

食育は、米・野菜などを「育てること」から、「料理すること」、「食すこと」まで幅広い学びの機会ととらえることができます。料理だけにとどまらず、育てることから交流できないでしょうか？

先日、私たちが企画した食に関するイベントに、外国がルーツの家族が参加し、日本の家族の小学生が英語を使って話をしていました。地域の大人はほほえましく見ていました。

「食べる」だけにとどまらず、一緒に作る(作業する)ことが大切で、一緒に取り組む中でお互いの理解が深まると思います。これは外国にルーツがある人の場合でも、障がいのある方でも、工夫次第で可能だと考えます。

誰もが自分らしく生き、活躍できる真の「包摂社会」を築くために

誰もが自分らしく生き、活躍できる真の「包摂社会」を築くため、これまで個別に進められてきた外国籍住民へのサポート（多文化共生）と障がいのある方への支援（障がい者包摂）を、地域づくりの「車の両輪」として一体的に推進する新たな政策の考え方を提言します。

### 1 政策の統合と横断的な支援システムの構築

現在の多文化共生政策と障がい者福祉政策の「縦割り行政」は、複雑なニーズを持つ人々への包括的な支援を妨げています。属性に関わらず、すべての個人が尊重され、必要なサポートを途切れることなく受けられるよう、情報、生活、教育、就労といった分野を統合した「ワンストップ型」の横断的な支援システムを早急に整備すべきです。この統合的アプローチこそが、多様性を社会の強みへと変える基盤となると考えます。

### 2 包摂的な教育と無意識の偏見解消

まずは、新生活を始める外国籍の方々への日本語・地域慣習教育の場を設けるとともに、地域住民に対して幼少期からの多様性理解のための教育を導入し、無意識の偏見の解消をする必要があります。行政、企業、地域団体が連携した積極的な交流機会の創出は不可欠です。

また、教育現場におけるインクルーシブ教育の理念は、いまだ実現に至っていません。特に、外国籍かつ障がいを抱える児童への対応が不十分であり、教育内容から取り残されている現状があると思います。さらに、障がいの有無によって学習の場を別け過ぎる現状を見直し、個人のエンパワメント（自己の能力を最大限に発揮できること）を支援するため、「共に学ぶ」ための教室内サポート体制を強化していくことが良いのではないかと思います。これは、分離ではなく協働を通じた真の包摂教育だと考えます。

### 3 ユニバーサルな情報保障と参加機会の創出

行政サービスの基盤情報提供（災害情報、公共交通案内等）において、多言語対応に加え、「やさしい日本語」、点字、音声ガイド、手話、読み上げ機能対応といった多様な情報保障を一元的に行う「情報のユニバーサル・アクセス」（誰もが情報に公平かつ容易に接続できる状態）の実現が必要だと思います。

また、包摂社会の鍵となる地域コミュニティの活性化のため、公共施設や地域活動の場を、外国人住民や障がいのある当事者が企画・運営に携わる「協働型の居場所」を各地域に創出していくとよいのではないかと思います。当事者主体で作りに上げられるこの場所こそが、真の「居場所」となり、すべての住民が自分らしく生き、活躍できる社会の実現に寄与すると考えます。

## 松本市における多文化共生政策とスポーツ

松本市において、多文化共生社会を実現するためにスポーツはいかに貢献できるか。植田（2025）は、これまで日本ではエスニック・マイノリティーを対象とする個別スポーツ政策は策定されていないが、外国籍住民が多く暮らす自治体では国が策定した「多文化共生推進プラン」を踏まえ、「多文化共生施策」の中にスポーツを一取組みとして位置づけて展開しているケースが一般的だという。そこで、松本市が一基本施策「国際化・多文化共生の推進」に基づき策定した「第3次松本市多文化共生推進プラン」（2021～2025年度）におけるスポーツ関連施策についてみると、基本目標1「地域社会の誰もが多文化共生に関心を持ち、誰もが参画する持続可能なまち」のもと、具体的施策の一つとして「地域行事等への参加促進」を挙げ、外国籍住民が文化祭や運動会などの地区行事に参加できるよう、やさしい日本語を使った広報や地域のキーパーソンによる連絡を通じて参画を促す取組みを示している。また、社会教育の分野でどのような施策・取組みが必要かを探るために、「第3次松本市教育振興基本計画」（2022～2026年度）における多文化共生関連施策についてみると、「子どもの権利保障と環境づくりの推進」及び「互いを認め合い学び合う教育の推進」のために「多文化共生による地域づくり拠点である『松本市多文化プラザ』を運営し、地域住民に対する啓発や外国人住民の自立や交流を図る」ための「多文化共生プラザ運営事業」を示している。さらに、スポーツ基本法10条1項に基づく「松本市スポーツ推進計画」をみると、多文化共生関連施策・取組みは確認できなかった。だが、「共生」でキーワード検索をすると、スポーツを取り巻く社会情勢についての説明のなかで「スポーツに親しむ場において、性別、年齢、障がいの有無、国籍等の違いを超え、多様性を尊重し合える社会の実現が求められる」とスポーツにおける多文化共生の必要性に言及していることがわかった。また、「指導者における科学的知見や知識の普及」の取組みに人権共生課が関わっていることも確認できた。以上のように、松本市の多文化共生、社会教育、及びスポーツそれぞれの行政計画から、多文化共生社会の実現のためにスポーツが活かされていないことがわかった。

スポーツ基本法は、その前文で「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と謳う。そうであれば、スポーツを多文化共生社会の実現のために活用しないわけにはいかない。2024年松本市多文化共生実態調査によると、回答者の62.9%が「祭りや伝統行事」、55.5%が「運動会や文化祭」、61.7%が「趣味・娯楽・スポーツ」への参加意向を示している。このようなニーズを見逃すことがないように、多文化共生、社会教育、及びスポーツを担当する行政部局が連携し、松本市の多文化共生社会の実現に繋げていくことが期待される。

注 植田俊「社会的少数者・社会的弱者のためのスポーツ政策」齋藤健司他（編著）  
『スポーツ政策学』成文堂、2025、p.427

## 社会教育を基盤とした「共に生きる松本モデル」の構築

松本市は、国宝松本城や上高地、美ヶ原高原をはじめ、豊かな文化と自然を有し、多様な人々が集うまちです。近年増加している外国人住民や、障がいのある方との共生を実現する中で、支援やサービスの提供に加えて、文化や言語の違いを超えて共に生きる地域づくりが求められています。そこで、「社会教育の力」によって市民一人ひとりが互いの立場を理解し、共に地域を育む「共に生きる松本モデル」の構築に向け、以下の施策を提言します。

第一に、社会教育の実践拠点として、松本城公園周辺に「まつもと共生カレッジ（仮称）」を設置することです。市民・外国人・障がいのある方が共に地域課題を学び、松本の歴史・文化を題材に交流する場所を設け、単なる観光案内ではなく、学習者同士が文化的背景や価値観を共有し、共感を育む“共学”の場として位置づけます。

第二に、上高地や美ヶ原をフィールドとした「共生ネイチャーラーニング」の展開です。多様な人々が自然体験や環境保全活動を通じて協働し、命と共生の意味を体感的に学ぶ機会を創出します。学校教育や生涯学習と連携することで、体験を地域での行動につなげる社会教育プログラムとして体系化できます。

第三に、これらの学びを可視化する「共生ストーリーマップ・まつもと」の構築です。参加者の体験や成果をデジタル地図上で発信し、市民の実践知を地域全体の学習資源として共有します。これにより、個人の学びに留まらず、地域の教育力として循環する仕組みを作り出すことができます。さらに、各取組みの成果を定期的に評価し、継続的な学習体制を確立することも重要です。学校、公民館、企業との協働により、若者や社会人が企画運営に関わる機会を広げることで、次世代の地域教育力を育むことができます。

社会教育の目的は、学びを通じて人と人、地域と世界をつなぐことです。松本市が歴史・自然・人を結ぶ「学びと共創による共生都市モデル」を築くために、社会教育委員として以上の施策を提言します。

“市民がつながる街 松本” づくりに向けた人的配置の一層の充実を

私は教育学を研究する者として、生涯に亘る学びの環境づくりをどのように進めていったら良いのか、そのことを研究テーマの1つとしています。特に障がいを持つ方や異なる文化を背景とする方、貧困な状況に置かれた方など、困難を抱える市民の生涯に亘る学びの機会の充実が喫緊の課題であり、困難を抱える市民が学びを深め自己実現や社会参加を進めることは、社会の基盤づくりを進め、持続可能な社会づくりにもつながると私は考えています。

しかし、困難を抱えた市民を生涯学習の場につなぐ上で大きな課題となっているのが、そうした方々が学校教育修了後「把握できない存在」となりがちであることです。

私は生涯学習の視座からひきこもり問題について長年研究をしておりますが、ひきこもり者への実効ある支援の隘路となっているのが、学校教育を終えた後、ひきこもり者が「把握できない存在」となりがちであることです。

この課題の解決について、私はイギリスにおける取組みに注目しています。イギリスにおいては、ニート（NEET）傾向のある若者に対し、学校教育を終えて学びの場を社会教育に移行する時期、公的機関によって大変丁寧な移行支援が取り組まれ、成果をあげています。その支援の取組みの大きな特色は、公的機関からの積極的な働きかけ（アウトリーチ）です。私が2015年にイギリスのバーミンガム市で行なった調査では、積極的なアウトリーチによってニートのおよそ91%の現況が把握され、社会参加に向けた支援が取り組まれています(注)。日本においては行政サービスを受けるうえで「申請主義」の傾向が強く、支援を必要とする方々への積極的なアウトリーチの体制づくりが今後の大きな課題であると言えます。

松本市におけるアウトリーチの体制づくりはどうでしょうか。松本市では多文化共生社会実現に向けキーパーソン制度が推進され、今年10月からは市独自事業としてひきこもり問題に取り組む支援員制度がスタートしました。こうした積極的な施策を困難を抱える全ての事例に拡充し、社会教育など行政サービスにつなげる体制の一層の充実が求められています。

その取組みの推進に当たって人的増配の財政負担が生じますが、市民ボランティアやNPOの積極的な活用によって対応できると考えます。“市民がつながる街 松本”を実現することは、松本市の持続可能な社会の基盤づくりに大きく貢献するものとなることでしょう。

注 塩崎正「困難を抱える若者の生涯学習支援システム構築の考察 ―学校教育終了期における取組みの日英比較を通して―」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』24号  
- 2、2017

「誰もが排除されることなく学び続けられる」真の学都へ

## 1 「アクセスバリア」の徹底解消と情報保障の標準化

社会教育施設（公民館・図書館・博物館など）の利用に関するバリアを全面的に解消する。

### (1) 施設整備と情報保障の強化

物理的なバリアフリーを徹底するとともに、情報バリアフリーを標準化する。広報や講座案内、展示内容について、子ども・日本語に不自由な人・精神や知的な障がいを持つ人のみならず誰もが理解できる「みんなにやさしい日本語」を用いる。

点字・音声資料、手話通訳・要約筆記などを積極的に導入し、障がい特性に応じた情報アクセス方法を提供する。

## 2 生涯を通じた学びの継続機会の創出

学校を離れた後も、継続して人間力を育める場を提供する。

### (1) 福祉との協働による学習プログラム開発

福祉施設やNPO法人などの団体、特別支援学校とも連携し、障がいのある成人を対象とした生涯学習プログラムを共同で開発・提供する。単なる訓練ではなく、社会参加や趣味・文化活動に繋がる多様な学びの場を創出する。こうした「生きがい」作りによって、従来取りこぼされがちだったマイノリティーの人々を住民主導型の「地域づくり」に巻き込むことができる。

### (2) 出張型・地域密着型教育

施設に来ることが困難な人のために、福祉施設や地域コミュニティへ「出張講座」を展開し、学びの場を生活圏に届ける。

## 3 当事者参画による「共生型プラットフォーム」の構築

障がい当事者の視点を取り入れ、「多様性を学び合う場」を作る。

### (1) 企画・運営への当事者参画

外国ルーツを持った人や障がいのある人とその家族が、単なる参加者としてではなく、講座やイベントの企画者・講師として主体的に関われる仕組みを設ける。これにより、当事者のニーズが反映され、心理的なバリアが低い真に開かれた居場所が生まれる。

### (2) 多世代交流の推進

家庭環境によって生ずる「放課後格差」を解消し、子どもたちが人との関係で成長する機会を確保するのが目的。国籍・障がいの有無や世代を超えた交流（畑仕事、昔の遊びなど）を地域でサポートする。地域住民によるガイドヘルプやサポート体制の育成を社会教育として行い、「地域ぐるみでの子育て」を共生社会実現の土台とする。

これらの施策を通じて、松本市が「誰もが排除されることなく学び続けられる」真の学都へと進化することを望む。

教育委員会資料
8. 2. 20
教育政策課

報告第 2 号

令和8年度教育委員会関係当初予算について

1 趣旨

市議会2月定例会に議案として提出した、令和8年度教育委員会関係当初予算の内容について報告するものです。

2 令和8年度当初予算の概要（教育委員会関係部分）

別紙のとおり

3 今後の予定

令和8年市議会2月定例会予算特別委員会を経て、議会最終日に議決される予定です。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



主な内容 (◎及び○は新規)	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較
[面積] 7,373㎡ [令和8年度事業] 付帯工事、仮設校舎からの引越し ・波田小学校 [事業年度] 令和4年度～令和10年度 [総事業費] 46億7,317万円 [面積] 8,318㎡ [令和8年度事業] 第2期工事、第3期工事实施設計			
○ 学校施設整備事業費（小学校費） 安心安全な教育環境を整備するため、施設や設備の充実を図るもの	183,340	78,620	104,720
○ 学校施設LED化事業費（小学校費） ゼロカーボン実現プランに基づき、学校施設においてLED化を進めるもの	4,430	13,650	△ 9,220
◎ 市立特別支援学校設置事業費（小学校費） （市立特別支援学校設置検討事業費から組替えて新設） 特別な支援が必要な児童生徒も地域で学べるインクルーシブな教育環境を段階的に整備するため、令和11年度の市立特別支援学校小学部開校に向けた設置準備を進めるもの [事業年度] 令和7年度～令和10年度 [総事業費] 26億5,958万円 [面積] 1,500㎡ [令和8年度事業] 基本・実施設計2年目	110,830	0	110,830
○ 一般管理費（中学校費）	279,240	342,930	△ 63,690
○ 学校行事運営費（中学校費） 様々な学習体験の提供と保護者負担の軽減を図るため、姉妹都市等との交流事業の実施や学校行事に必要な経費を補助するもの ＜ ◎ グリンデルワルト村との中学生交流事業 1,280千円 ＞ 中学生の国際感覚の醸成を図るため、3年に1度、姉妹都市スイス・グリンデルワルト村の訪問団を受け入れ、交流するもの	5,870	10,330	△ 4,460
○ 遠距離生徒通学費 遠距離通学の生徒に対して、交通手段や費用の支援を行うもの	28,880	18,550	10,330
○ 学校教育情報化推進事業費（中学校費） 生徒、教員のICTを利用した学習及び校務環境の確保と充実を図るため、機器やネットワークを整備・保守するもの ＜ ◎ 学校ネットワーク機器更新事業 14,060千円 ＞ 校内ネットワーク環境の充実のため、未整備となっている教室等に対してネットワーク環境を整備するもの。また、ハードウェアの保守を延長するもの ＜ ◎ 世界とつながる探究の学び充実事業 8,130千円 ＞ 市内すべての中学生が、世界の多様な大人の生き方や価値観に触れ、グローバルな視点を養うことができるよう、ICTを活用した探究への授業支援サービスを導入するもの	381,230	336,030	45,200
○ 長寿命化改良事業費（中学校費） 学校施設個別施設計画に基づき、構造体の耐久化とインフラ設備の更新等を行い、校舎の長寿命化を図るもの ・高綱中学校 [事業年度] 令和5年度～令和10年度 [総事業費] 35億 144万円 [面積] 6,305㎡ [令和8年度事業] 第2期工事	112,970	102,750	10,220
○ 学校施設整備事業費（中学校費） 安心安全な教育環境を整備するため、施設や設備の充実を図るもの	117,830	71,530	46,300

主な内容 (◎及び○は新規)	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較
の			
○ 丸ノ内中学校改築事業費 学校施設個別施設計画に基づき、改築工事を行うもの [事業年度] 令和6年度～令和13年度 [総事業費] 52億4,000万円 [面積] 6,591㎡ [令和8年度事業] 実施設計1/2年目	66,740	30,160	36,580
○ 学校施設LED化事業費(中学校費) ゼロカーボン実現プランに基づき、学校施設においてLED化を進めるもの	44,000	9,780	34,220
◎ 遊戯室空調整備事業費 園児の生活環境の改善を図るため、幼稚園遊戯室にエアコンを設置するもの	2,550	0	2,550
○ 補助金(生涯学習課) 各種学校連合会松本支部、町内公民館整備、コミュニティ助成事業	106,560	94,940	11,620
○ 公民館管理運営費 市民生活文化の振興、福祉の増進及び生涯学習の推進を目的として、利用者が安心・安全かつ快適に利用できるように公民館の管理運営を行うもの	464,900	385,470	79,430
○ 公民館等長寿命化事業費 個別施設計画に基づき、施設の間補修及び大規模改修等を実施し、施設の長寿命化を図るもの	107,820	195,890	△ 88,070
○ 中央図書館長寿命化事業費 個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図るもの [事業年度] 令和7年度～令和11年度 [総事業費] 29億7,415万円 [面積] 4,832㎡ [令和8年度事業] 実施設計	56,080	21,410	34,670
○ 市立博物館管理運営費 指定管理料、運営支援委託料、借上料等	200,550	181,870	18,680
○ 旧開智学校校舎管理事業費 人件費、警備委託料、消耗品費、工事請負費等 < ○ 旧開智学校校舎管理事業(政策) 36,230千円 > 施設の適切な管理及び活用を図るため、園路改修と創建150周年記念事業を実施するもの	85,620	46,420	39,200
○ 時計博物館管理事業費 人件費、消耗品費、光熱水費等 < ○ 時計博物館リニューアル事業 19,340千円 > 観覧者の増加及び満足度向上を図るため、老朽化した展示内容をリニューアルするもの [事業年度] 令和7年度～令和9年度 [総事業費] 2億4,284万円 [面積] 1,046㎡ [令和8年度事業] 展示リニューアル設計	40,490	26,830	13,660
○ 博物館事業費 人件費、報償費、消耗品費等	12,640	71,140	△ 58,500
○ 文化財保存管理費 警備委託料、除草委託料、工事請負費等	11,280	48,540	△ 37,260
○ 埋蔵文化財保護事業費 文化財保護法に基づき、埋蔵文化財保護に関する調査及び普及公開等を行うもの	143,590	126,190	17,400

## 新規事業、廃止事業、増減の大きな事業及び1億円以上の事業を主に掲載

(単位：千円)

主な内容 (◎及び○は新規)	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較
○ 美術館管理運営費 指定管理料、借上料、修繕料等	384,220	388,670	△ 4,450
○ 美術館事業費 文化芸術の振興を図るため、企画展の開催や収蔵作品の展示公開・保存管理等を行うとともに、松本市出身の芸術家・草間彌生の顕彰を推進するもの	144,960	124,050	20,910
○ 教育文化センター再整備事業費（教育政策課） 「（仮称）学都ラボ」として施設を再整備するもの [事業年度] 令和6年度～令和10年度 [総事業費] 18億6,501万円 [面積] 4,135㎡ [令和8年度事業] 本体工事	64,950	28,340	36,610
◎ 教育文化センター再整備事業費（学校教育課） 教育文化センターの再整備に伴い、センター内に設置されている山辺教育支援センターを旧里山辺福祉ひろばへ、オンライン教育支援センターを浅間教員住宅へ移転するもの	5,990	0	5,990
○ 学校給食センター管理運営費 児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、給食センターの管理運営を行うもの	493,700	481,350	12,350
○ 学校給食センター再整備事業費 学校給食センター再整備基本計画に基づき、四賀センターを除く4センター体制から3センター体制に再整備するもの ・（仮称）第二学校給食センター [事業年度] 令和7年度～令和11年度 [総事業費] 59億8,400万円 [面積] 4,772㎡ [令和8年度事業] 基本設計	29,940	272,150	△ 242,210
○ 学校給食物資購入事業費 児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食物資を購入するもの ・ 小学校児童分：6億8,461万円（全額公費負担により無償化） [財源] 財政調整基金 6億815万円、一般財源 7,646万円 ・ 中学校生徒分：4億1,095万円（一部公費負担により負担軽減） [財源] 給食費 3億2,521万円、一般財源 8,574万円	1,211,750	1,153,410	58,340
△ 市立特別支援学校設置検討事業費	0	190	△ 190
△ 旧開智学校校舎保存活用事業費	0	11,550	△ 11,550
△ 旧市立博物館解体事業費	0	399,920	△ 399,920
△ 国宝松本城南・西外堀復元事業費	0	31,440	△ 31,440
【公債費】 2.3%	8,674,530	8,477,850	196,680
○ 市債償還元金	8,256,790	8,215,720	41,070
○ 市債償還利子	417,680	262,070	155,610
【諸支出金】 △ 6.1%	1,637,980	1,744,400	△ 106,420
○ 繰出金（行政管理課） 水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金	1,138,630	1,230,150	△ 91,520
○ 繰出金（福祉政策課） 病院事業会計への繰出金	441,970	457,090	△ 15,120
【予備費】 0.0%	150,000	150,000	0
○ 予備費	150,000	150,000	0

主な内容 (◎及び○は新規)	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較
地域情報化の推進のため、条件不利地域での情報通信基盤サービスの提供や公共無線LAN環境の運用をするもの < ◎ CATV設備等老朽化対策事業 3,590千円 > 安曇地域イントラネット光伝送路と難視聴対策施設の通信インフラを維持するため、更新を行うもの			
○ 業務システム事業費 庁内主要システムの更新に合わせ利便性向上を図るとともに、ペーパーレス化を推進するもの	1,007,010	967,450	39,560
○ O A 機器整備事業費 業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、より高度な庁内デジタル環境を構築するもの < ◎ 次期 ICT 環境整備計画策定事業 42,900千円 > 仮想化基盤及び庁内ネットワーク等の更新に合わせ、新庁舎建設を視野に、情報インフラ基盤を再設計・再構築するため、次期 ICT 環境整備計画を策定するもの	290,090	237,710	52,380
○ 情報セキュリティ対策事業費 情報資産の運用と業務継続性を確保するもの	251,740	251,740	0
○ 市施設の鍵デジタル化事業費 市民の利便性向上及び適切な施設管理等のため、公共施設案内・予約システムを利用した市施設の鍵のデジタル化を行うもの	13,280	1,030	12,250
○ 男女共同参画推進費 ジェンダー平等社会の実現に向けた施策を推進するもの < ◎ 男女共同参画計画策定事業 3,190千円 > 第6次計画の策定を行うもの	4,430	2,440	1,990
○ ジェンダー平等センター事業費 ジェンダー平等社会の実現に向けた活動の拠点として、各種事業の実施、施設の整備を行うもの	14,570	30,360	△ 15,790
○ 多文化共生事業費 多文化共生社会の実現を目指すため、松本市多文化共生推進プランに掲げる各施策を推進するもの < ◎ 松本市多文化共生キーパーソン事業 280千円 > 日本人住民と外国人住民の交流機会創出及び相互理解促進を図るため、多文化共生キーパーソン検討会を実施するもの	760	3,620	△ 2,860
○ 町会関係費 町会連合会・地区町会連合会・単位町会の活動を支援するもの < ◎ 町会デジタル化支援事業 2,220千円 > 町会活動の効率化を図り、生まれた余力を地域課題解決等に活用できるよう、デジタル化を支援するもの	147,770	146,020	1,750
○ 持続可能な奈川地区推進事業費 奈川地区の課題解決と存続に向け、持続可能な奈川地区推進計画に基づいた施策を推進するもの	860	16,990	△ 16,130
○ 交通災害共済事業費 生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とした共済制度によって、交通事故により災害を受けた市民を救済するもの	11,940	6,370	5,570
◎ 若者参画推進事業費 < 若者参画推進事業 390千円 > 市民協働推進事業費から若者参画推進に係る経常的経費を組み替えたもの(普通旅費、消耗品費、電話料等) < 若者チャレンジ応援事業 1,000千円 > 若者の社会参画の推進を図るため、若者自らが主体的に課題解決等に取組む事業に対して補助金を交付するもの < 若者の地域参画プラットフォーム事業 18,360千円 >	20,150	0	20,150